

調達要求番号： 66-05-1129-4290

情報本部仕様書			
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	東千歳通信所の回線増設役務	D I H - L D - 2 3 0 6 2	
		大臣 承認	令和 年 月 日
		作成	令和 5年11月29日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成	情報本部電波部		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、東千歳通信所で実施する回線増設役務（以下，“本契約”という。）について規定する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書を規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書が定める事項がこの仕様書と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書を優先する。

a) 法令等

情報本部における立入禁止場所等に関する達 [平成 20 年情報本部達第 4 号]

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達） [防装庁(事)第 3 号 (31.1.9)]

秘密保全に関する訓令の解釈及び運用に関する細部実施要領について（通達） [情本計第 651 号 (令和 3 年 8 月 16 日)]

情報本部の情報保証に関する達の運用について（通達） [情本計第 452 号(令和 5 年 6 月 29 日)]

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

本契約の実施にあたり、契約の相手方（下請業者，再委託先等を含む。）は、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等リスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相当の管理を行うものとする。

2.2 実施体制

契約の相手方は、本契約の実施にあたって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下，“業務従事者”という。）を確保するものとする。
- b) 前記 a) の業務従事者が過去に本契約と同様の経験を有するものとする。
- c) 上記 a) の業務従事者が、前記 b) に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴，知見，資格，語学（母語及び外国語能力），文化的背景（国籍等），業績等を有するものとする。
- d) 前記 c) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあるものとする。

2.3 実施場所

情報本部（東千歳） 北海道千歳市

2.4 実施内容

実施内容は、次による。

2.4.1 ケーブルの敷設及び接続

- a) 表1に示す使用材料を使用し、付図1～5に基づき通信ケーブル等を敷設して接続するものとする。
- b) 使用材料は、契約の相手方が準備するものとする。なお、敷設したケーブルの両端にケーブル銘板（表示タグ等）を付するものとする。

表1－使用材料

番号	品名	仕様	数量	単位	備考
1	19インチラック	42U	1	架	4138局舎
2	19インチラック	24U	1	架	4117局舎
3	スプライスユニット	19インチ24ポート	4	台	4138局舎×2台 4117局舎×2台
4	ケーブルホルダ	19インチスプライスユニット 24ポート用	4	個	4138局舎×2個 4117局舎×2個
5	光ケーブル	シングルモード，48C以上 ノンメタル，両端SCコネクタ 成端含む	3500	m	
6	インナーダクト	フレキシブルインナー繊維ダクト， FIFD22-2	3500	m	

2.5 実施計画書

契約の相手方は2.4において官側と調整の上、次に示す内容を記載した実施計画書を作成し、監督官の確認を得たのち、4.1に基づき提出するものとする。なお、変更が必要な場合は監督官と調整の上修正するものとする。

- a) 予定表
- b) 実施体制
- c) 保全体制（4.4 a)項の関係者を定義するものとする。）
- d) 実施内容及び要領

2.6 役務作業

契約の相手方は、2.5のとおり実施するものとする。

2.7 実施報告書

契約の相手方は、2.6の作業の実施後、実施報告書を作成し、監督官の確認を得たのち、4.1に基づき提出するものとする。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督・検査は、支出負担行為担当官等の定める監督・検査実施要領に基づき実施するものとする。

3.2 試験

4117局舎～4138局舎間の導通試験を実施し、結果を実施報告書に記載するものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表 2 による。

表 2—提出書類

番号	名称	数量	媒体	取扱区分	提出時期	提出先
1	実施計画書	1 部	電子 ^{a)}	—	契約後速やかに	情報本部 (市ヶ谷)
2	実施計画書	1 部	紙	—	契約後速やかに	情報本部 (東千歳)
3	実施報告書	1 部	電子 ^{a)}	—	納期まで	情報本部 (市ヶ谷)
4	実施報告書	1 部	紙	—	納期まで	情報本部 (東千歳)

注^{a)} 電子媒体については CD-R 又は DVD-R を基本とし、追記書込み不可の状態とする。

4.2 情報の保全等

情報の保全等は、次のとおりとする。

- a) 契約の相手方は、契約の履行上、直接又は間接的に知り得た事項について関係者以外に漏らしてはならない。
- b) 契約の相手方は、本契約の履行にあたり、電子計算機、可搬記憶媒体及び携帯型情報通信・記録機器を持ち込み及び持ち込み使用することが必要な場合は、**情報本部の情報保証に関する達の運用について（通達）**及び**秘密保全に関する訓令の解釈及び運用に関する細部実施要領について（通達）**に定める申請を行い、許可を得るものとする。
- c) 契約の相手方は、持ち込み及び持ち込み使用する電子計算機、可搬記憶媒体及び携帯型情報通信・記録機器に対し、複数のウイルススキャンソフトでウイルス等の混入がされないことを確認し、その結果を官側に提示するものとする。

4.3 立入禁止場所への立入り等

立入禁止場所への立入り等については、次のとおりとする。

- a) 契約の相手方は、本契約の履行にあたり、立入禁止場所への立入りが必要な場合には、事前に**情報本部における立入禁止場所等に関する達**又はその立入禁止場所への立入りに必要な法令等に定める申請を行い、許可を得るものとする。
- b) 立入禁止場所への立入りの申請を行うにあたっては、秘密保全に対する意識が十分にかん養されている、立入りにふさわしい人物をもって充てるものとする。
- c) 立入禁止場所の入退室及び作業にあたっては、官側の立会者の統制に従うものとする。

4.4 第三者従事等

第三者を従事させる場合等には、**情報システム調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）**に基づき所要の届出を実施するものとする。

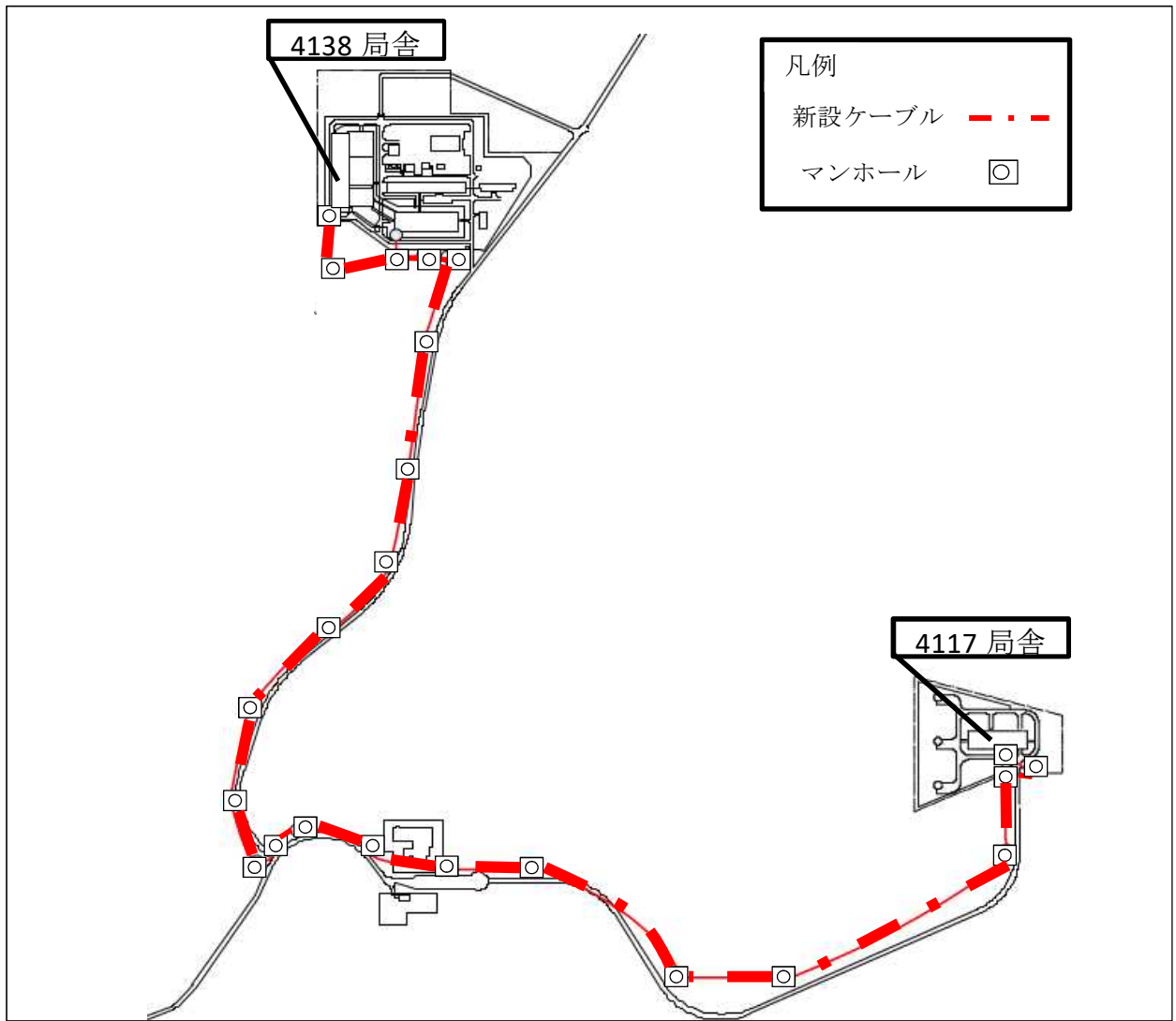
4.5 官側の支援

契約の相手方は、次の事項について官側の支援を必要とする場合には、官側と調整し、無償で官側の支援を受けることができる。

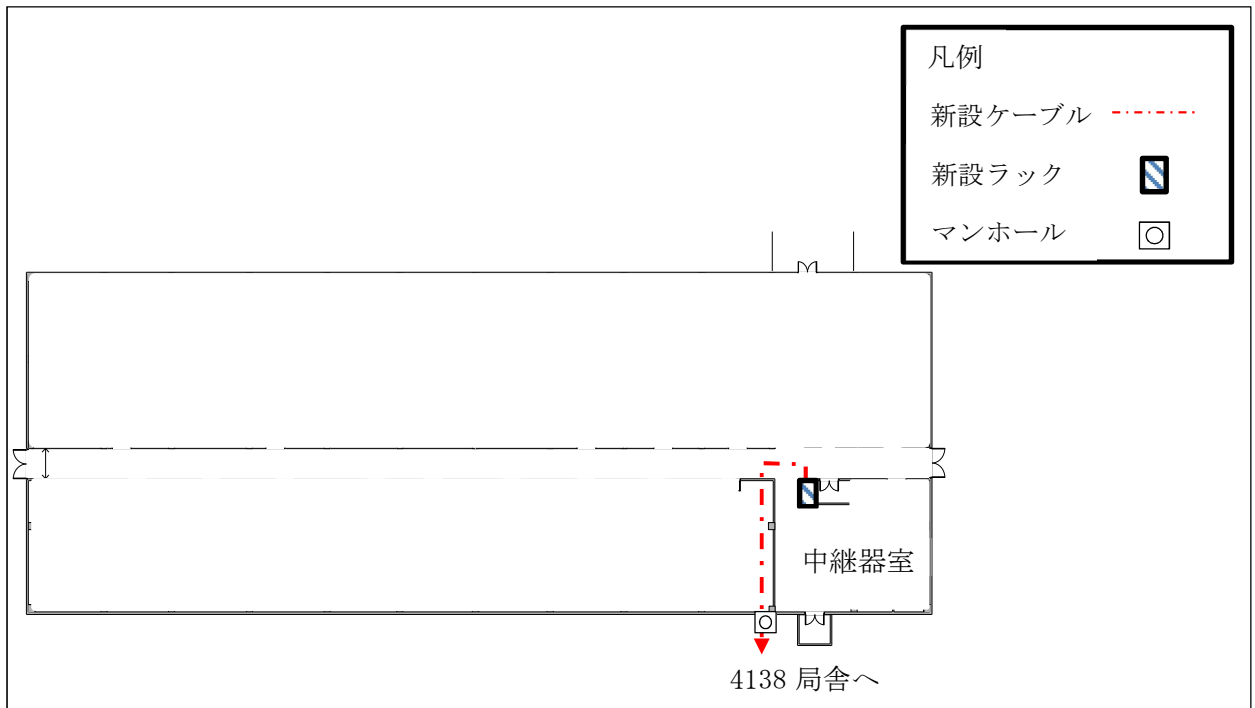
- a) 現地における官側が保有する電話、電力及び水等の使用
- b) 現地における本契約の履行に必要な官有器材及び施設等の利用
- c) 現地における本契約の履行に必要なデータ及び資料等の提示
- d) その他、支出負担行為担当官等が必要と認めた事項

4.6 仕様書に関する疑義

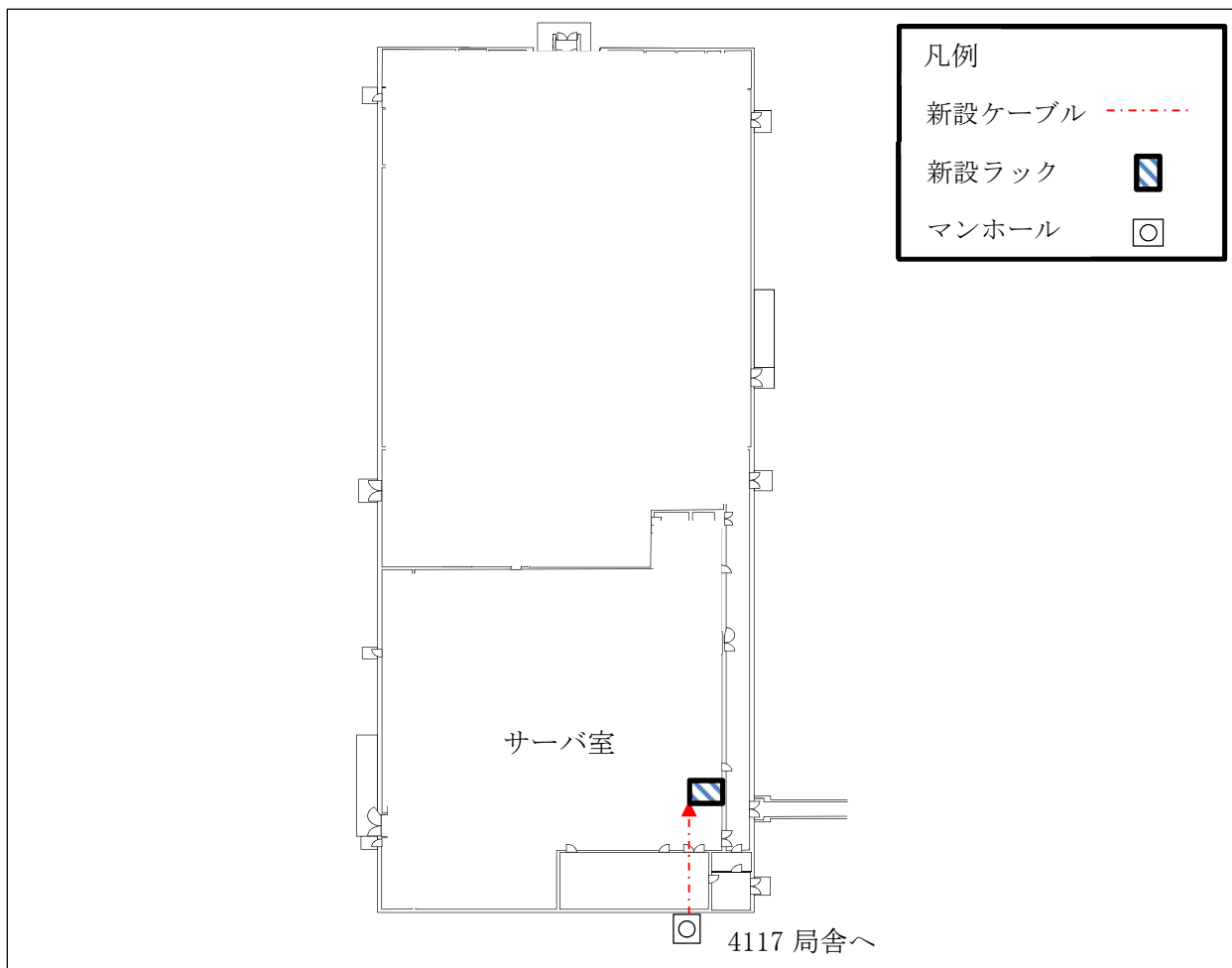
契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官等と協議するものとする。



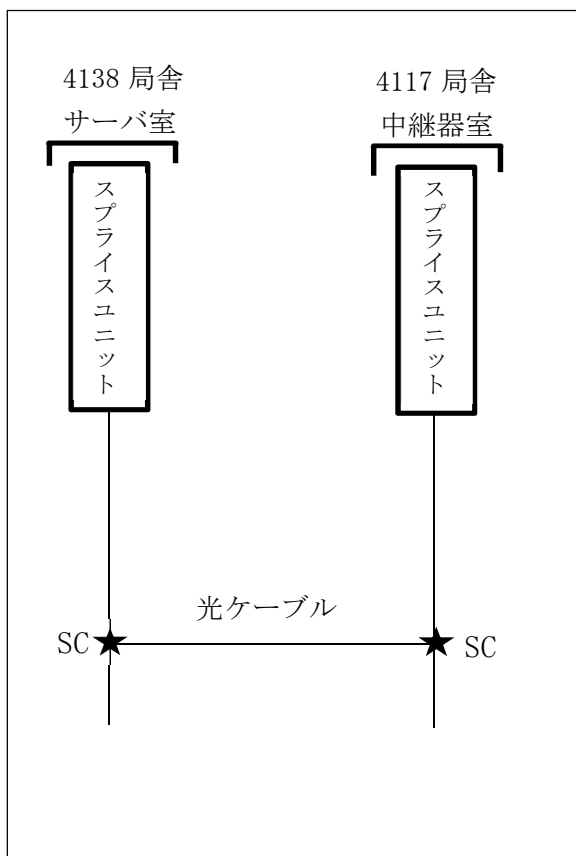
付図1-屋外配線図



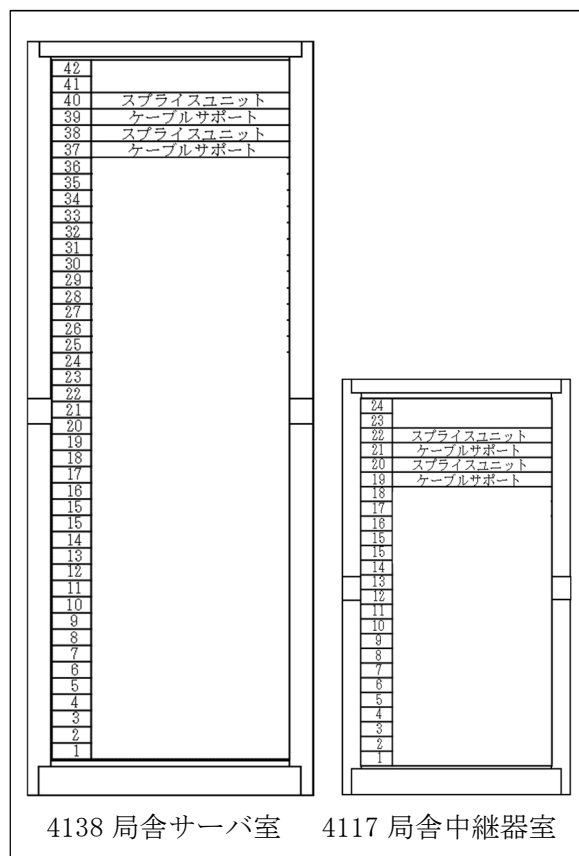
付図2-4117局舎配線図



付図3-4 138局舎配線図



付図4-配線図



付図5-ラック見取り図